

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十六年年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十一月二十日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

平成26年度包括外部監結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県下水道事業における財務に関する事務の執行について			
監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
棚卸資産の計上漏れ【報告書70ページ】	<p>【指摘1】棚卸資産の計上漏れ</p> <p>県は、公社から薬品の返品について知らされていなかったために、その返品の実事を認識していなかった。そのため、期末時における返品薬品が棚卸資産として計上されていない。つまり、公社にも県にも計上されておらず、宙に浮いた状態であった。</p> <p>ちなみに、平成25年度末における薬品の棚卸資産計上漏れは、約76百万円である。</p>	埼玉県下水道公社と協議を行い、未使用の薬品等については、平成26年度決算から下水道公社の棚卸資産として計上を行うこととした。	下水道管理課
固定資産台帳と現物の不一致【報告書88ページ】	<p>【指摘2】固定資産台帳と現物の不一致</p> <p>新設工事が開始されたことにより、対応する旧設備自体は撤去されたが、新設工事の完成に合わせて旧設備の除却報告書を提出していた。そのため、現物は撤去済みにもかかわらず台帳上は資産が存在していることになっており、実態と処理が不一致となるなどのケースがあった。</p> <p>また、一体として稼働している施設を除却する際に、部分的な除却がなされても、全ての施設が除却されるまでは除却報告書を提出していない。これも、実態と処理が不一致となるケースである。</p> <p>固定資産台帳上の資産と現物の資産は常に一致させるべきである。そのために、適切な時期に除却の報告書が提出されるような業務フローの改善や、定期的な実査の実施など、固定資産管理に関する事務処理を改善していく必要がある。</p>	<p>平成27年6月に下水道局における固定資産の会計処理や管理方法をまとめたマニュアルを作成した。</p> <p>その中で、固定資産を更新、廃棄した場合は除却処理を行い固定資産台帳から除外することを明記した。</p> <p>また、固定資産台帳と現物の一致を確認するため、毎事業年度の実査について統一的な方法を定め、平成27年9月11日までに全ての事務所で実地照合を完了した。</p>	下水道管理課